

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史外427名

被告 中国電力株式会社

## 上 申 書

2014年10月14日

松江地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由美子

同 水 野 彰 子

同 大 河 陽 子

ほか

原告ら及び原告代理人らは、下記のとおり、上申する。

### 記

第1 口頭弁論期日における口頭陳述の制限は憲法・民事訴訟法に違反する違法な訴訟指揮であること

1 口頭弁論主義

口頭弁論期日において口頭で陳述することは、憲法・民事訴訟法の保障する権利であり、口頭弁論主義の本質であること

- (1) 口頭弁論は、憲法・民事訴訟法の保障する権利であり、憲法の原則より要請されるものであること

憲法82条1項は、「裁判の対審および判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定めている。

そして、「憲法が裁判の対審及び判決を公開法廷で行うことを規定しているのは、手続きを一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨にほかならない（最大決昭33年2月17日刑集12-2-253）。」「憲法は基本的人権として裁判請求権を認めると同時に法律上の実体的権利義務自体を確定する純然たる訴訟事件の裁判については公開の原則のもとにおける対審及び判決によるべき旨を定めたものであつて、これにより近代民主社会における人権の保障が全うされるのである。」

（最大決昭40年6月30日民集19-4-1089，最大決昭40年6月30日民集19-4-1114，最大決昭45年6月24日民集24-6-610ほか）とされ、ここにいう「対審」とは口頭弁論を指すと解されている（条解民事訴訟法863頁）。

そして、民事訴訟法は、審理方式として口頭弁論を採用している（同法87条1項）。

すなわち、口頭弁論は、憲法上の人権保障の要であり、その要請に基づくものである。

- (2) 口頭主義・直接主義・公開主義は口頭弁論の本質であること

憲法・民事訴訟法が口頭弁論を採用する理由、すなわち口頭弁論の本質は、口頭弁論が、対審審理の形式による審問請求権の保障および真実に即した判決の実現、裁判の公開を具体化するものである点にある（条解民事訴訟法864頁）。

具体的には、口頭での陳述によって、裁判所が、陳述の趣旨を理解しやすく、適切な釈明によって弁論を噛み合わせ、争点を確定するのに適しており、また活性化した審理により、真実に即した事案の解明ができる（条解民事訴訟法864頁）。これが口頭主義の意義である。

また、口頭での陳述によって、判決をする裁判所が訴訟資料に直接に接して適正な裁判をすることが可能となり、また口頭主義を結合することによって裁判官が自らの五感の作用によって事実認定を行うことが可能となり真実に即した判決ができる（コンメンタール民事訴訟法Ⅱ第2版第1編／総則／第4章～第7章141頁）。これが直接主義の意義である。

口頭での陳述によって、当事者のみならず、一般の第三者に裁判の傍聴を認め、秘密裁判を排斥し、司法権の行使が公正であることを主権者

たる国民に示し、裁判に対する国民の信頼を確保できる（最大判平元・3・8民集43-2-89）。これが公開主義の意義である。そして、口頭主義によって、裁判の内容が一般の第三者にも理解できることとなり、公開主義が担保されている。

以上のとおり、口頭主義・直接主義・公開主義はいずれも憲法の保障する司法権の独立、適正手続き、国民の人権保障を具体的に担保するものであって、憲法の要請するものである。

- (3) よって、口頭弁論期日において口頭で陳述することは、口頭主義・直接主義・公開主義の実現そのものであり、憲法・法律の要請する口頭弁論の本質である。

## 2 本訴訟において口頭での陳述を認めないことは許されないこと

- (1) 訴訟指揮は、憲法・法律に反してはならないし合理的・合目的的でなければならないこと

訴訟指揮は、当事者に訴訟運営への関与権が認められ、裁判所が当事者意思に拘束される場合を除いては、裁判所の裁量に任される。

ただし、その裁量権は、無制限でない。当然、憲法・法律に反するような訴訟指揮は裁量権の逸脱・濫用である。また、事件の性質・当事者の状況・手続の進行状況・争点の内容など、当該事件の当該状況に最も適した合理的・合目的訴訟指揮でなければ裁量権の逸脱・濫用である（「民事訴訟の審理における裁量の規律」ジュリスト1252-117）。

- (2) 以下に指摘する裁判長の発言は、口頭主義・直接主義・公開主義を害するものであり許されないこと

### ア 2014年9月10日の進行協議期日での裁判長の発言

原告らは、裁判所に対し、原告適格に関する準備書面を弁護士1名が口頭で陳述し、被害論に関する準備書面を原告1名・弁護士1名が要約して陳述したい旨を伝えた。

これに対し、裁判長は、「第1回口頭弁論期日や弁論更新期日などの特別の場合とはもかく、裁判所は、準備書面内容は、読めば分かる。次回提出予定の準備書面の内容は、陳述の必要はない。陳述などセレモニー的なことを行う必要はない。前日期日も1時間の予定が大幅に伸びた。裁判所としては、口頭による陳述は認めない。」旨、発言された。

これに対し、原告代理人らは、①口頭で陳述することが原則であること、②出廷している多数の原告や傍聴人にも分かりやすい裁判が必要であること、③準備書面も未提出で、裁判所もまだ読んでおられない

い段階で、不要と決めつけるのはおかしい等、口頭での陳述が民事訴訟の大原則である旨を説明した。

しかし、裁判長は、残念ながらこれらの訴えに耳を傾けることなく「認めない。」の一点張りであった。

イ 上記裁判長の発言は口頭主義・直接主義・公開主義を害し憲法・法律に反すること

(ア) 裁判長の「第1回口頭弁論期日や弁論更新期日などの特別の場合とはともかく、裁判所は、準備書面の内容は、読めば分かる。次回提出予定の準備書面の内容であれば陳述の必要はない。」について

この発言は、書面主義が原則である旨の発言である。

しかし、口頭弁論期日においては、憲法の要請・民事訴訟法の規定から明らかに口頭主義が原則である。書面主義はあくまで口頭主義の補充である。すなわち、書面は、内容の確実性や、複雑性・専門的知見を正確に理解するなどのために口頭主義を補充するものとして用いられるに過ぎない（条解民事訴訟法864頁，コンメンタール民事訴訟法Ⅱ 第2版 第1編／総則 第4章～第7章 140頁）。

裁判長の発言は、口頭弁論期日において書面主義を原則とするものであり憲法・法律に反するものである。

そして、このような裁判長の発言は、かつての刑事裁判の「調書裁判」を彷彿とさせ、また、「書面のとおりに」との実務慣行が、口頭弁論の形骸化と批判され、口頭弁論の活性化を求めた平成15年の民事訴訟法の改正の趣旨に反するのみならず、憲法上の原則を忘れ市民の目線に立って審理をするという姿勢を欠いたものと言わざるを得ない。

(イ) 裁判長の「陳述などセレモニー的なことを行う必要はない。」について

この発言もまた、口頭主義・直接主義・公開主義を害する許し難い発言と言わざるを得ない。

口頭での陳述は決して「単なるセレモニー」ではない。口頭主義の下では、裁判官は、口頭での陳述の際に、「単なるセレモニー」として聞き流すのではなく、当事者や代理人が口頭で陳述することを注意深く聞き、紛争の核心や争点を正確に把握し、適正で充実した訴訟手続を図られ、もって、紛争を根本から解決できるような環境を調整する責務があるものである。

また、直接主義の下では、裁判官は、五感を研ぎ澄ませ、口頭で

の陳述から心証形成の材料（口調、表情、ふるまいなど）を漏れなく集めなければならない。

また、公開主義の下では、口頭での陳述は、その期日に傍聴した第三者が裁判の内容を理解するためには欠かせないものである。

以上のとおり、口頭での陳述を単なる「セレモニー」でしかないと述べられた裁判長の発言は、口頭主義・直接主義・公開主義を真っ向から否定するものであり、その訴訟指揮は憲法・法律に反する。

(ウ) 裁判長の「前日期日も1時間の予定が大幅に伸びた。裁判所としては、口頭による陳述は認めない。」との発言について

前日期日が予定時間を超過した原因は、裁判所側の手続ミスにある。

原告らや原告代理人らが、準備書面や上申書の口頭での陳述によって期日の時間を要した事実はない。

このような事実でないことに基づき口頭による陳述を認めないことは、口頭主義・直接主義・公開主義を、何ら合理的理由なく制限するものであり、憲法・法律に反する。

ウ 小括

以上のとおり、裁判長の発言は、口頭主義・直接主義・公開主義を害するものであり、到底、許されない。

(3) 本訴訟で口頭での陳述を認めないことは合理的・合目的でないこと  
本件事件の性質・当事者の状況・手続の進行状況・争点の内容などを考慮すると口頭での陳述を認めないことは合理的・合目的ではない。

以下、理由を述べる。

ア 本訴訟は原子力発電所の安全性が欠落していることを争点とするものであり、東日本大震災によって原子力発電所が悲惨な事故を引き起こした現在において、社会の注目を集める訴訟である。毎回、口頭弁論期日には大勢の傍聴希望者が傍聴券を入手するために列をなし、傍聴席は常に満席である。報道機関も複数社が毎回傍聴し、取材し、訴訟の進行を広く報道している。

このような社会の注目を集める裁判の口頭弁論期日を書面審理のみで終わらせることは、国民が裁判の内容を知る機会を奪い、裁判への信頼を失わせることになりかねない。

イ また、口頭での陳述を認めないことによって、当事者と裁判所との信頼関係の維持も困難となる。

なぜなら、裁判所が、当事者の意見に耳を傾けることなく、紛争の実情から外れた訴訟進行・判決へと進んでいく危険があるからである。

実際に、函館地方裁判所に係属中の大間原発訴訟においては口頭での陳述が認められないために当事者と裁判所の間に信頼関係が築けず、審理が停滞していると聞く。

他方、水戸地方裁判所に係属中の東海第二原発訴訟においては、口頭弁論期日は毎回口頭での陳述がなされ、審理は順調に進んでいるとのことである。

ウ 手続の進行状況としても、期日までに事前に提出した準備書面に基づく争点について当事者が口頭で陳述するものであり、訴訟を無用に遅延させるものではない。むしろ、裁判官も、事前に準備書面を読み、適切な釈明によって弁論を噛み合わせ、争点を確定することができ、訴訟の効率化につながる。

逆に、口頭での陳述を認めない場合は、口頭で争点の確定ができず、訴訟の遅延になりかねない。

エ また、本訴訟は、人格権に基づく差止訴訟でもあるところ、人格権侵害の有無の判断にとって、人の心情や思いもまた重要な要素である。

口頭での陳述がなければ、裁判官は、原告らの心情がよく現れる声、表情、ふるまいなどを五感の作用によって認識し事実認定を行うことが不可能となる。これでは、人格権侵害の有無の判断に誤りが生じてしまう恐れが十分にある。

オ 次回口頭弁論期日において口頭での陳述を求める内容は、被害論（島根原発3号機が事故を起こした場合にどのような被害が生じるのか。）である。

被害論は、原告らが本件訴訟で原子力発電所の安全性を問題とする根底にあるもの（原子力発電所の事故によって失う生命・生活場所・コミュニティなどについての主張）である。

これについての口頭での陳述を認めなければ、原告らの生の声を聞き口調や表情・ふるまいなどから心証を抱くことができない上に紛争の核心を正確に把握することもできず、紛争の妥当な解決にたどりつかない。

カ 原告の人数は多数に及ぶ事件であり、原告らは、口頭での陳述がなされることにより、口頭弁論期日での審理の内容を共有することができる。

本訴訟は合議体である。書面を読むだけではなく、当事者の主張や訴えを直接聞くことによって、合議体の構成員がそれぞれに独立して心証を抱き議論を闘わせて妥当な解決を導き出すという合議の意義を発揮することが期待され、逆に、それなくしては、合議体全員が書面

を読むだけで形成される画一的かつ平板な心証を抱きかねない。

以上のとおり、本訴訟で口頭での陳述を認めないことは合理的・合目的でない。

- (4) 最後に、重要な点を指摘するが、原告ら及び被告らは、口頭弁論期日における口頭陳述を許さない裁判長の訴訟指揮を目の当たりにして、本件合議体の審理及び判決について、それぞれの立場から、一定の評価を加えざるを得ないことを、裁判所は懸念すべきである。

すなわち、原告らは、原発の差し止めを求める切実な当事者の声に耳を傾けない裁判所に対する不信を抱き、その審理の公正さに疑問と危惧を抱く。

逆に、被告らがどのように受け止めるかは、裁判所として想像力を働かせていただきたい。

このような訴訟指揮が、裁判所（合議体）の公正かつ真摯な審理に対する疑念を抱かせるとすれば、それは、極めて残念なことである。

よって、本訴訟において口頭弁論期日で口頭での陳述を認めないことは許されない。

## 第2 次回期日以降の口頭での陳述のルールの特案

原告らは、以下のとおり、提案する。

- 1 口頭弁論期日ごとに事前に準備書面を提出し、事前に提出した当該準備書面の内容の要約について、口頭弁論期日において毎回口頭での陳述を行なう。
- 2 口頭での陳述内容の概要・所要時間は、進行協議期日において協議する。

## 第3 裁判所に対して回答を求める事項

本上申書に対する裁判所の回答及びその理由を、次回期日前に、書面にて、明らかにされたい。

具体的には、次の点について、回答されたい。

- 1 次回口頭弁論期日において、準備書面の内容の要約について、口頭での陳述を認められるか否か、及びその理由。
- 2 次回口頭弁論期日以降の口頭弁論期日における口頭での陳述のルールの特案に対する回答、及びその理由。

以上